

けんしん金利上乘せ定期預金『絆』

(令和8年10月8日現在)

商品名		けんしん金利上乘せ定期預金『絆』 (基本商品:自動継続自由金利型定期預金・M 型(スーパー定期・スーパー定期 300))									
募集期間		令和 8 年 10 月 8 日(木)～令和 9 年 1 月 29 日(金) ※募集総額 100 億円に達した時点で終了します。									
ご利用いただける方		個人・法人の組合員の方(組合員の同居家族の方も含みます。)									
期 間		1 年、3 年、5 年(自動継続<元金継続・元利金継続>のみのお取扱いとなります。)									
預け入れ	預入方法	一括してお預け入れいただきます。									
	預入金額	10 万円以上 1 億円以下 ※お一人様あたり 1 億円を上限とさせていただきます。 ※新たなご資金のお預け入れに限ります。令和 8 年 9 月 1 日よりも前に当組合へ既にお預けいただいている預金からの預け替えは対象外となります。									
	預入単位	1 万円単位									
	通証区分	証書式または通帳式(なお、総合口座でのお預け入れは、お取扱いできません。)									
払戻方法		満期日以後に、お利息とともにお支払いいたします。									
利 息	適用利率	・募集期間中は以下の適用利率にてお預け入れできます。									
		<table><tr><td>期間</td><td>適用利率</td></tr><tr><td>1 年</td><td>年 1.30%(税引前)</td></tr><tr><td>3 年</td><td>年 1.50%(税引前)</td></tr><tr><td>5 年</td><td>年 1.70%(税引前)</td></tr></table>		期間	適用利率	1 年	年 1.30%(税引前)	3 年	年 1.50%(税引前)	5 年	年 1.70%(税引前)
		期間	適用利率								
		1 年	年 1.30%(税引前)								
3 年	年 1.50%(税引前)										
5 年	年 1.70%(税引前)										
・初回満期日以降は、満期日当日における店頭表示利率(スーパー定期・スーパー定期 300)で自動継続いたします。											
・最新の店頭表示利率は当組合ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。											
	利払方法	単利型(期間 1 年・3 年・5 年) 個人および法人のお客さま	複利型(期間 3 年・5 年) 個人のお客さまのみ								
		預入期間 1 年の場合は、満期日以後に一括してこの預金とともにお支払いいたします。 預入期間 3 年・5 年の場合は、1 年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 中間利払い利率・・・約定利率×70% 中間利払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金とともにお支払いいたします。	6 か月ごとの複利計算をし、満期日以後にこの預金とともにお支払いいたします。								
	計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算(円未満切り捨て)により算出いたします。個人のお客さまの 3 年以上の複利型は、6 か月複利計算となります。									

税 金	・個人のお客さまは、お受取利息に 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金(※)がかかります。法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)となります。 ・個人の方は、マル優制度をご利用いただけます(マル優の非課税制度は、障害者等の方を対象とする制度です。)
付加できる特約事項	-----
期限前解約時の取扱い	満期日前に解約する場合、以下の期限前解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算したお利息とともに、お支払いいたします(表 A をご参照ください)。
満期日以後の利息	満期日から解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
その他参考となる事項	-----
預金保険制度	定額保護の対象となります。預金保険制度について、詳しくはポスターおよび店頭備え置きのパフレットをご覧ください。

【表 A/期限前解約利率】

預入日から満期日までの期間 解約日までの実際の預入期間	1 年	3 年	5 年
6 か月未満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%	約定利率 × 30%
1 年以上 1 年 6 か月未満	---	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
1 年 6 か月以上 2 年未満	---	約定利率 × 60%	約定利率 × 50%
2 年以上 2 年 6 か月未満	---	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%
2 年 6 か月以上 3 年未満	---	約定利率 × 90%	約定利率 × 70%
3 年以上 4 年未満	---	---	約定利率 × 80%
4 年以上 5 年未満	---	---	約定利率 × 90%

苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または茨城県信用組合 リスク統括部 お客様相談室にお申し出ください。 【茨城県信用組合リスク統括部 お客様相談室】 電 話: 0120-310-206 受 付 日: 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く) 受付時間: 午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、各営業店にポスターを掲示しているほか、当組合のホームページにも掲載していますのでご覧ください。 ホームページアドレス https://www.kenshinbank.co.jp/ ・紛争解決措置
-------------------	--

	東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記茨城県信用組合リスク統括部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからのお申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停:東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が 弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 :月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く) 受付時間:午前9時～午後5時 電 話 :03-3567-2456 住 所 :〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)
--	--

茨城県信用組合